

学校法人会計について

学校法人の会計は「学校法人会計基準」により処理されています。

1. 「学校法人会計基準」では、学校法人が作成しなければならない計算書類として
 - (1) 資金収支計算書及びこれに附属する内訳表（資金収支内訳表、人件費支出内訳表）
 - (2) 消費収支計算書及びこれに附属する消費収支内訳表
 - (3) 貸借対照表およびこれに附属する明細表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表）を掲げており、監査法人の監査を経て、決算後2ヶ月以内に所轄庁に届け出ることを義務付けています。
2. 「資金収支計算書」とは、「毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行うもの」と規定されており、企業会計における「キャッシュフロー計算書」と類似したものといえるでしょう。
3. 「消費収支計算書」は、「毎会計年度、当該会計年度の消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにするもの」と規定されており、企業会計の「損益計算書」に相当しますが、「消費収支計算書」では、「帰属収入」から、「基本金組入額」を差し引くところが、「損益計算書」と大きく異なる点です。
(帰属収入－基本金組入額＝消費収入)
4. 「貸借対照表」は、企業会計におけるそれと同様に、毎会計年度末の資産と負債、正味財産（基本金、消費収支差額等）の状態を表示するものです。
5. 「基本金」とは、「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組入れた金額を基本金とする」とされ、次の4つに分類されます。
 - (1) 第1号基本金
学校法人が新設時または規模の拡大若しくは教育の充実向上のために（自己資金で）取得した、固定資産の取得額

(2) 第2号基本金

将来取得する固定資産の取得に充てるために（積み立てた）金銭その他の資産の額

(3) 第3号基本金

(奨学) 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額

(4) 第4号基本金

恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める（一ヶ月相当の運転資金の）額

6. 「帰属収入」とは、すべての収入のうち、学校法人の負債の増加とならない収入のことです。すなわち、借入金のように返済を要する収入ではなく、本来的に学校に帰属する収入という意味合いです。

7. 記載科目の説明

- ・ 学生生徒等納付金 … 授業料や入学金、実験実習料等
- ・ 手数料 … 入学検定料や試験料等
- ・ 寄付金 … 金銭及び現物による寄附
- ・ 補助金 … 国・地方公共団体他からの補助金等
- ・ 資産運用収入 … 預金他からの利息収入や株式の配当金等
- ・ 資産売却収入 … 固定資産や有価証券の売却収入
- ・ 資産売却差額 … 売却収入が当該資産簿価を超える場合の超過額
- ・ 事業収入 … 学生寮や課外講座等の教育活動に付随する活動に係る収入等
- ・ 雑収入 … 学校法人に属する上記収入以外の収入等
- ・ 前受金収入 … 翌年度入学の学生等に係る納付金収入等
- ・ その他の収入 … 特定預金からの繰入収入等
- ・ 人件費 … 教職員に支給する本俸、期末手当、その他の手当、所定福利費
- ・ 教育研究経費 … 教育研究のために支出する経費
- ・ 管理経費 … 教育研究経費以外の経費支出
- ・ 借入金等利息支出 … 借入金に係る利息支出
- ・ 借入金等返済支出 … 借入金に係る元本返済支出
- ・ 施設関係支出 … 土地取得費用や建物の建設費等
- ・ 設備関係支出 … 備品や図書の購入費用等
- ・ 資産運用支出 … 特定預金への繰入支出等
- ・ その他の支出 … 預り金支払支出や前払金支払支出等
- ・ 資産処分差額 … 資産簿価が売却収入を超える場合の超過額（除却含む）